



2025 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 三 菱 倉 庫 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 齊 藤 秀 親  
(コード：9301、東証プライム)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 富 樫 弘 幸  
(TEL 03-3278-6611)

## 株主優待制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 31 日開催の取締役会において、株主優待制度の導入について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主優待制度導入の目的

当社株式への投資の魅力を高めるとともに、より多くの株主様に長期にわたって当社株式を保有いただくことを目的とし、株主優待制度を導入することといたしました。

#### 2. 株主優待制度の概要

##### (1) 対象となる株主様

毎年 3 月 31 日の当社株主名簿に記録され、かつ当社株式 300 株以上を継続して 1 年以上保有されている株主様を対象といたします。

ただし、初回となる 2026 年 3 月 31 日のみ、当社株主名簿に記録され、かつ当社株式 300 株以上を保有されている株主様を対象といたします(継続保有期間にかかわらず保有株式数に応じて(2)①又は③の対象といたします)。

##### (2) 株主優待の内容

対象となる株主様の保有株式数の水準及びその継続保有期間に応じて電子マネーを贈呈いたします。なお、継続保有期間の算出は、2026 年 3 月 31 日から開始いたします。

| 保有株式数                | 継続保有期間           |                  |
|----------------------|------------------|------------------|
|                      | 1 年以上 3 年未満      | 3 年以上            |
| 300 株以上<br>1,500 株未満 | ① 電子マネー1,000 円相当 | ② 電子マネー1,500 円相当 |
| 1,500 株以上            | ③ 電子マネー6,000 円相当 | ④ 電子マネー9,000 円相当 |

- (注) 1. 「継続保有期間1年以上3年未満」とは、当該3月31日において、当該日を含む毎年3月31日及び9月30日の当社株主名簿に、同一の株主番号で連続して3回以上7回未満記録されたことをいいます。
2. 「継続保有期間3年以上」とは、当該3月31日において、当該日を含む毎年3月31日及び9月30日の当社株主名簿に、同一の株主番号で連続して7回以上記録されたことをいいます。
3. ①又は②の対象となって以降に、買増しにより、当社株式1,500株以上の保有が記録された場合、注1の条件を満たして③の対象となるまでは、引き続き①又は②の対象となります。
4. ④の対象となって以降に、当社株式1,500株以上の保有が記録されなくなった場合には④の対象外となります。再度、④の対象となるためには、当社株式1,500株以上を保有した状態で注2の条件を満たす必要があります。

(3) 贈呈の時期

対象となる株主様に、毎年6月下旬にご案内書面の送付を予定しています。

(4) その他

株主優待制度に関するご案内については、今後、当社ウェブサイトに掲載予定です。

以 上